

令和5年6月15日

平泉町議会議長 高橋拓生様

新型コロナウイルス感染症対策特別委員会
委員長 高橋拓生

委員会調査報告書

本委員会が調査した事件について、調査の結果を下記のとおり会議規則第77条の規定により報告します。

記

1 調査事件

新型コロナウイルス感染症による住民生活及び地域経済への影響と対策に係る調査について

2 調査の経過

令和2年2月1日に、新型コロナウイルス感染症が「指定感染症」に指定され、第2類感染症と同様の感染症と位置付けられました。これに伴い、平泉町でも同日に「新型コロナウイルス感染症に伴う危機対策本部」を設置しました。

県内では令和2年7月に初となる感染者が確認されて以降、感染拡大の波は、ウイルス株の変異を伴いながら私たちを襲い続け、県内の累計感染者数が令和4年9月には10万人、同年12月には20万人の大台を突破しました。

令和5年5月8日から5類感染症に位置づけられ、住民及び事業者等への感染対策に係る政府の協力要請等の措置は終了し、平泉町の「新型コロナウイルス感染症に伴う危機対策本部」が廃止されました。

コロナ禍の下、社会経済活動や教育現場などにおける様々な行動制限、また、医療や福祉といった日常生活に欠かせない分野の逼迫などによって、町民は痛手を被ってきました。町民に寄り添った効果的なコロナ対策の展開を図るために、当委員会は、令和2年5月19日設置後、新型コロナウイルス感染症拡大による住民生活及び地域経済への影響と対策について調査し、コロナ後の将来にわたって持続可能で活力ある平泉町をつくるための諸方策について、調査・検討を行いました。委員会での審議結果を踏まえ、今後の町の活性化に向けた諸方策の在り方について、調査結果を報告します。

(1) 調査及び検討の経過

- ① 令和2年5月19日～令和5年6月12日 特別委員会 16回開催
令和2年5月19日、7月27日、9月1日、9月10日、12月14日
令和3年3月10日、6月11日、7月28日、9月9日、12月10日
令和4年3月9日、6月13日、9月9日、12月12日
令和5年3月9日、6月9日
- ② 令和2年7月9日 (一社)平泉観光協会、平泉商工会との懇談会開催
- ③ 令和2年4月～令和3年9月 国に対する意見書提出(5回提出)

意見書	提出年月日
新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書	令和2年4月21日
新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書	令和2年9月17日
新型コロナウイルスの影響から医療機関・福祉施設への支援を求める意見書	令和2年9月17日
新型コロナウイルス感染拡大による米価下落に対し政府による緊急対策を求める意見書	令和3年6月16日
コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書	令和3年9月16日

- ④ 令和2年6月17日、9月17日 町に対する要望書提出 (2回提出)

令和2年6月17日 (要望事項)
1.感染拡大により影響を受けている事業者等に対し、中長期的な支援を図ること。
2.事業主が雇用を守り安定的に維持していくため、実態に応じた支援を図ること。
3.新しい生活様式に沿ったガイドラインを速やかに示し、生活要支援者への町独自の支援を充実させるとともに、町民の心の健康に配慮した施策を図ること。
4.感染症対策の徹底を図るとともに、町民との情報共有を継続していくこと。
5.財政調整基金等を活用した町独自の支援策を早急に図ること。

令和2年9月17日（要望事項）

1. 経済対策について

- (1)新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が減少している町内中小事業者(法人・個人事業主)及びフリーランスなどの業種を問わず、不安解消及び町民の生活の安定を図るため、町独自の支援策(支援金制度)を設け、必要に応じた継続的な措置を講じられたい。
- (2)行動の自粛により農産物の流通、消費に影響があることから生産農家への支援を講じられたい。
- (3)観光産業への経済支援には限界があり、10年先20年先の観光のあり方を模索し、経済支援にとどまらない息の長い支援を講じられたい。
- (4)観光客の激減による、町内で事業展開しているタクシー事業者への継続した支援策を講じられたい。

2. 小中学校の教育支援について

児童・生徒の学力低下防止に取り組まれているところではあるが、ICTなどの活用による事業実施にあたっては、公正、公平をもって一律な対応を講じられたい。

3. 子育て支援について

幼稚園、保育所及び放課後児童クラブに対して、安全・安心の確保に配慮し、感染症予防について必要な対応を講じられたい。

4. 医療福祉体制強化・支援

- (1)今後の感染拡大を想定し、医療機関等が感染症に対して引き続き万全な医療体制を堅持し、迅速な対応ができるよう十分な支援を講じられたい。
- (2)介護施設、障がい者施設等に対して、事業継続に向けた感染防止対策や経営支援策を講じられたい。

5. 災害対策計画の見直しに関する事

複合災害に対する避難所設営・運営マニュアル等については、新型コロナウイルス感染症の対策として実施する事項を取り入れた計画策定を早期に講じられたい。

3 調査意見

新型コロナウイルス感染症が 5 類感染症と同等と位置付けられた今日においても、町民の生活に多大な影響を及ぼしている。コロナ禍以前の平穏な町民生活を再生させるため、当委員会では特に下記 4 項目に関し、当局において今後も重点的な取り組みを継続するよう強く求める。

(1) 停滞した地域経済への継続的な支援について

新型コロナウイルス感染症の影響により、町内の地域経済は活動の自粛を余儀なくされてきた。その影響は特に飲食業と観光業に多大な影響を及ぼし、地域経済を停滞させた。今後も地域経済に対し、アフターコロナを見据えた継続的な支援をされたい。

(2) こどもの教育環境に関する支援について

新型コロナウイルス感染症により欠席を余儀なくされ、学習面の遅れが生じた生徒に対し、等しく教育が受けられるよう支援されたい。また、断続的な欠席により懸念される心的・人間関係の変化に対し、細やかなフォローをされたい。

(3) 高齢者、福祉施設に関する支援について

介護施設、障がい者施設には感染症予防策が特に必要であるため、施設内の衛生管理を含めた感染症対策支援を講じられたい。また新型コロナウイルス感染症の拡大により外出が抑制され、活動の場を失いつつある高齢者がコロナ禍以前と同様に地域交流、社会参加が図れるよう、今後も十分な支援を講じられたい。

(4) 一次産業への支援について

新型コロナウイルス感染症により、外食産業が影響を受け、農産物の需給関係が著しく変動し、一部の農産物は価格が下落した経緯がある。当町の農業、畜産業に対し、今後の持続化を含めた支援策を速やかに講じられたい。